

平成27年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する
特許制度・運用に関する
調査研究報告書

平成28年3月

一般財団法人 知的財産研究所

6. 韓国

(1) 証拠収集⁸⁰

(i) 制度

証拠保全とは、訴訟係属前または訴訟係属中に特定の証拠を予め調査して置き、本案訴訟で事実を認定するのに使用するための証拠調査方法である。この手続きは、例えば、医療訴訟のように本案訴訟で正常な証拠調べをする時まで放置してはその証拠を本来の使用価値通りに使用することが不可能となったり困難になったりするおそれのある証拠を予め調査してその結果を保全しておこうという判決手続の付随手続である（民事訴訟法第 375 条、証拠保全に関する説明部分で特別な説明のない条項は全て民事訴訟法の条項である）。訴訟係属前に実施することが原則であるが訴訟係属中であっても必要ならば行うことができ、証拠保全手続は訴訟手続と区別され別個に行われる。

特許侵害と関連した例で言えば、証拠が変質する可能性がある場合や、通常の流通経路では侵害品等相手方の証拠の入手が困難である場合、相手方が証拠の隠滅を図るおそれが考えられる場合、物を生産する方法発明に基づいた特許権を行使したい場合等に有効に活用できる。特に、特許法第 129 条に基づく生産方法の推定規定を適用できず、被告が被告製品を生産する工程を直接確認しなければ侵害立証が不可能で、被告がいつでも容易にその工程を変更することができることが明らかで、文書提出命令など通常の立証手続きに頼ってはいは侵害事実を立証することが困難な場合などに証拠保全手続を活用すべきである。化学製品や薬品などの製法特許で活用すべき事例が多いが、たとえ物の特許であっても上述のような場合、利用すべきである。

① 管轄

提訴後にはその証拠を使用する審級の法院（切迫した場合には、提訴前と同じ法院に提起申請可能）、提訴前は尋問を受ける者や文書を有する者の居所または検証しようとする目的物がある場所を管轄する地方法院。移送も可能である（民事訴訟法第 376 条）。

② 申請

原則的に当事者の申請により、例外的に職権により証拠保全を決定する。その対象は全

⁸⁰ JETRO「特許侵害対応マニュアル 韓国編」32-35 頁（2013 年）

ての種類証拠方法である（民事訴訟法第 377 条）。

相手方の表示、証明する事実、保全しようとする証拠、証拠保全の事由を明示して証拠保全の事由に関する疎明資料を添付する。

③ 召喚

証拠保全手続では申立人と相手方を召喚することが原則であるが急を要する場合には、当事者を召喚しないこともあり得る（民事訴訟法第 381 条）

④ 不服

証拠保全の決定に対しては不服申請をできないが（民事訴訟法第 380 条）、申請を却下した決定に対しては申立人が 439 条によって抗告可能である。

⑤ 要件

証拠保全の事由（民事訴訟法第 375 条）として、予め（提訴以前はもちろん訴訟係属中でも本来の証拠調査が実施される以前であれば該当）証拠調査をしなければその証拠を使用することが困難な事情があると認められるとき。

ただし、その理由を疎明しなければならない（民事訴訟法第 377 条第 2 項）

⑥ 効果

証拠保全による調査結果は弁論に提出されることによって本訴訟において証拠調査結果と同じ効力を有するようになる。証拠保全手続で尋問した証人であっても当事者が弁論で再度尋問を申請した時には受訴法院はその証人を尋問しなければならない（民事訴訟法第 384 条、直接主義）。

これにより、将来の証拠調べが不可能、または困難なおそれがある時（証人となる者が死亡しそうであったり海外に移住しそうであったりする場合、証拠物の現状が滅失または変更されるおそれがある場合）に予めその証拠調べをしておくことによってその現状や内容を確保することができる。

また、当事者の一方の支配領域内にある証拠の内容を相手方当事者に知らせる効果がある。

さらに、紛争予防目的のみの証拠保全は許容されないが、提訴前の証拠保全の結果、当事者が紛争の真相を把握して提訴を断念するか和解をすることにより、紛争が予防される

という付随的効果を期待することができる。

禁 無 断 転 載

平成 27 年度 特許庁産業財産権制度問題調査研究報告書

知財紛争処理システムの活性化に資する
特許制度・運用に関する
調査研究報告書

平成 28 年 3 月

請負先 一般財団法人 知的財産研究所

〒101-0054 東京都千代田区神田錦町3丁目11番地

精興竹橋共同ビル5F

電話 03-5281-5672

FAX 03-5281-5676

URL <http://www.iip.or.jp>

E-mail support@iip.or.jp